

1993年ロシア連邦憲法制定過程における諸草案・諸構想（資料集）

〈解説〉

I 1993年ロシア連邦憲法（以下、単にロシア憲法という）は、まもなく制定後32年を迎える。2020年には、全体の3分の1以上におよぶ「大改正」がなされたが、改正に特別手続を要請される第1章（憲法の基本原則）、第2章（人権条項）、第8章（憲法改正手続）を除けば、相当部分が改定されたことになる。性格上同等・同質のものといえるかどうかかも厳密な検討が必要であろう。このコーナーは、93年憲法や20年改正憲法の検討や解説を目的とするものではないため、関心のある方は、ユーラシア研究所が発行する『ロシア・ユーラシアの社会』No. 1051号（2020年7-8月号）に掲載された樹神論文と私の作成した「対照表」（この資料集にも収録）をご覧いただきたい。

II さて、93年ロシア憲法は、いうまでもなく1991年末のソ連邦の崩壊とロシアの脱ソビエト、脱社会主义のいわば「体制転換」期に対応して展開された新たな憲法制定過程の果実である。それゆえ、93年憲法の制定は、この「体制転換期」に77年ソ連憲法（ロシア自体にとっては78年ロシア共和国連邦憲法）体制からの脱却過程において、93年憲法に先行して、大統領制、権力分立、憲法裁判所などの諸制度・憲法原理の導入、それらと共に並行して、人権宣言や主権宣言といった新機軸の導入が、その後のロシア憲法の内容と制定手続の両面において、対抗勢力（軸）との激しい議論・闘いを伴うものであった。ただ、それらを全体として論することは憲法制定史そのものの課題であろうから、この史料集では、憲法草案（憲法構想）に限定して紹介し、ロシアの立憲主義や憲政史の研究の一助となることを期すこととする。

この制憲過程は、その主たる担い手となった当時の人民代議員大会や最高会議のもとに設置された憲法委員会自体が、激しい政治・経済・社会過程の渦中にあって、1990年6月設置から93年12月の憲法制定までの3年半のあいだに、実に10以上（考え方により数値はこれ以上になるが）の憲法草案を作成することになったように、きわめて複雑なものであった。93年憲法は、「エリツィン憲法」ともいわれるが、当時の大統領権力と最高会議という議会権力のあいだの抗争、それとオーバーラップしながらの憲法原理や憲法制定手続をめぐる諸勢力間の抗争のため、制憲作業が進まないことに業を煮やしたエリツィンにより、大統領主導の新たな制憲機関たる「憲法協議会」の設置、93年9-10月の軍事衝突（事実上の大統領によるクーデターという説も有力）の結果でもある。この過程自体が、憲法制定過程の複雑さを端的に表現している。すなわち、憲法委員会の憲法草案と憲法協議会の憲法草案が、その源泉や流れを同じくしながら、最終段階では分岐・対立するものとなって最終決着をみることになったのである。この史料集のくくりが、憲法委員会草案と憲法協議会草案の別建てになっているのはこうした事情による。時期的には、1993年4月のレフェレンダムを画期に、憲法委員会主導から憲法協議会という形での大統領主導への転換（ただし、9月末までは調整または対抗という構図が維持される）がなされる。そのため、憲法委員会草案のうち、第10次草案以降は、この憲法協議会の「枠内」での対抗的草案という性格を有することに留意が必要である。

制憲過程のもうひとつの特徴ともいえるのは、この過程で多くの憲法構想・憲法草案が様々な政治潮流から提出されたことである。政党や議会内の諸党派、さらには個人や研究

機関のものまで、実に多様である。わが国の明治期における民権派や在野の思想家などのもののような性格のものは、サハロフ草案を除けばほとんどないのが特徴でもあるが、多くの国民にとっては「憲法は食後のデザートに」であったことを考えると、これもまた社会的実情を反映したものと考えることができる（現行の日本国憲法制定時の）憲法よりも「飯を」といった民衆感覚に類似）。しかし、これだけの諸構想・所草案が出され、かつ3年半にわたって議論され、政治的焦点の中心にあったことは、ロシアにおいて憲法というものがどのように捉えられ、立憲主義が成長・定着するうえで何が課題であったかをしるうえで、重要な手がかりを与えていたのは確かである。

III 基本的な史料・資料は、以下の2点に収められたものとその都度新聞・定期刊行物等で公刊されたものである。それぞれに主な出典を示してある。

- ① Из Истории Создания Конституции Российской Федерации, Конституционная Комисия, Коменталь. Стенограммы. Материалы. Документы (1990-1993 гг.), в 6 Томах (10 книгах), Под общей редакцией кандидата юрид. наук О.Г.Румянцева, М., 2007-2010 гг. (KK (または KK 資料集) ○卷○○頁というように表示。ただし別標記のものもある)
- ② Конституционное Совещание, Стенограммы. материалы. Документы. 9 июня-10 ноября 1993 г., том 1-20, Издания Администрации Российской Федерации, М., 1996-1996 гг. (КС (または КС 議事録) ○卷○○頁というように表示。ただし別標記のものもある)
- ③ Конституции Российской Федерации (альтернативные проекты), Том 1-2, Обозреватель. Спец. выпуск, М., 1993. (Обозреватель ○卷○○頁というように表示)

とくに①の KK 資料集は、憲法委員会自体の草案だけでなく、特別の巻（5巻）を設けてオルタナティヴ草案を収録しているため、重要な史料（資料）である。私も、新聞や定期刊行物、その都度刊行されたパンフレットについては収集・閲覧に努めてはいたが、この5巻には到底及ばず、大いに利用させてもらっている。各資料（史料）に付されている出典は、上記の3つが中心であるが、参考までに、その他の公表された際の刊行物なども記しておくことにした。

その KK 資料集の各巻（1-4巻）の冒頭に収められたルミヤンツェフの「解説」と5巻に収められたヴォルコフの「解説」は、当事者たちの整理によるものだけに貴重な基本的な史料とみなしえるものである。昨年出版されたルミヤンツェフの「ロシアの憲法的発展について」と題する3巻本（1巻はかつて上肢した『ロシアの憲法体制の原則』を収め、2巻はKKの各巻に収めた「解説」の改訂版、3巻は論文・報告集）は、制憲史をみるうえで大いに検討されるべき対象であろう（О.Г.Румянцев. О Конституционном развитии России, Избранное в трех томах, М., 2024.）。

IV 以下に、収めた諸草案、諸構想のうち、私が重要だと思われるものを、憲法制定過程を全体にわたりリードした憲法委員会をはじめ、3つに分類してそれにまとめて示しており、加えて現行憲法に関わる資料も掲げてある。

（I）憲法委員会の諸草案

憲法委員会の第1次草案、これは2案併記の部分を残しながら、憲法に「市民社会」の

章を提起するなど、その後の諸草案をリードするものとなっている。そして同時に重視したいのは、この草案策定過程で「合宿」して起草されたアルハンゲルスコエ草案、これは早い段階から、新憲法で意図された構想を含むもので、興味深い。全体では 10 次を超える草案があって、起草者たちの呻吟が窺い知れるところである。

(II) 憲法協議会の諸草案

憲法協議会に関するものとしては、93 年 4 月のレフェレンдумに乗じて公表されたエリツィンの基本構想、協議会として最初にまとめられた 93 年 7 月 12 日の草案、憲法協議会の最終案（同年 11 月）、国民投票に付託された憲法草案（先の最終案の翌日にエリツィン自身が修正を加えたもの。この修正は極めて重要な意味を持つ）を挙げておきたい。

(III) オルタナティヴ草案

いちがいにオルタナティヴ草案といつても、公式草案の亜種とも思わせながら、大統領権力の強化を意図したもの、ソ連時代や社会主義に思いを寄せる左翼（しばしば保守派ともされる）の草案など種々様々である。私が重視しているものを時系列であげれば、ソ連邦崩壊前のものではあるが、サハロフによる憲法草案、憲法委員会のいわゆる公式草案が公表される時期に対応して対案を提示してきたコミュニスト草案、公募した憲法草案（これらは一部を除き、公表されていないが、市民の憲法意識を知るうえでは貴重なものなので、ぜひ見てみたいものではある）のなかで最高位の評価を受けたサラトフ草案（この草案の起草者たちの多くはこの後のロシアの憲法学界や憲法裁をはじめとする法曹界で活躍する）である。これに加えるとすれば、当時の政権内で強い影響力を持っていた、ソプチヤークの草案とシャフライの草案であろうか。

(IV) 現行憲法

そして、4 つ目に参考資料として、現行憲法にかかわるものあげておく。現行憲法は、1993 年制定後、幾たびかの改正がなされている。ロシアでは、連邦を構成する連邦構成主体にかかわる何らかの変更（名称変更、統廃合、その正当性や適法性には問題を残すが、新たに編入する構成主体があった場合、国内の法手続にしたがい、大統領令により構成主体にかかわる条文（65 条）が自動的に改正されることになっている）を除けば、その改正は、2008 年、2014 年と 2020 年の 3 回だが、20 年の改正は 93 年憲法の基本構造に変更をもたらしたともいえるものであったため、制定過程史にはなじまないが、参考資料として 1 項目を設け、1993 年の制定時の憲法とともに、2020 年の大改正時の新旧対照表と現行の 2022 年改正憲法を付した。

V 最後に、この資料集に収めたものは、すべて私の翻訳によるものであるが、多年にわたって作業をしているため、訳語が必ずしも統一されていない（もちろん、草案の内容や依って立つ憲法観や法イデオロギーにより、日本語訳として同じロシア語でも常に同じにしなければならないというわけではないが）。重要な草案で翻訳作業が終っていないものもある（資料集では「作業中」と表示）。また、編集の形式が統一されておらず、誤字、脱字、変換ミスに加え、誤訳の箇所も当然にありうる。今後、折に触れ、資料の追加や訳文の補筆修正を行うことがあるかも知れない。あらかじめご海容をお願いするものである。

（2025年8月末 竹森正孝記）